

セッション2

統合報告時代における
コーポレート・ガバナンスの新局面

コーポレートガバナンス(CG)議論の経緯

- 株式会社一般……イギリス会社法の系譜
- 公開株式会社……レッセフェールの競争原理社会におけるアメリカ株式会社の系譜
 - 1) トラストの形成⇒産業委員会による「パブリシティ(情報公開)」の要請⇒ジャーナリストの監視によるCG
 - 2) 株式バブルと大恐慌⇒水増し株式を許した貸借対照表に対する社会の不信⇒信頼できる投資意思決定情報の提供(損益計算書重視の財務諸表の開示と財務諸表監査制度の導入)⇒ウォールストリート・ルールによるCG
 - 3) 退職者所得補償法に基づく年金基金という機関投資家の出現⇒年金基金の株式投資の「森の中のバナナ」化現象によるウォールストリート・ルールによるCGの崩壊⇒年金基金による株主権行使によるCGの台頭(シェアホルダー・サービスに基づく株主権行使、アクティブ・シェアホルダー活動、株主重視のCG論の展開)
 - 4) 現代企業財務論の台頭と会計的利益への疑問⇒DCF法による企業価値評価の一般化と株主価値重視経営の展開⇒ファイナンシャルアナリスト・レポートによる企業保証
 - 5) ITバブルの崩壊とSOX法⇒経営者による内部統制報告書の作成とその監査および会計・監査監視委員会による会計プロフェッションに対するチェックによるCG⇒財務諸表による株主価値評価の限界とインタジブルス情報による補完の必要性⇒新たな開示秩序の形成によるCGの模索
 - 6) サブプライムローンの証券化とリーマン・ショック、それに続く金融危機⇒NGOによるESG情報の提供要求⇒いま求められる新たなCG態勢の追及

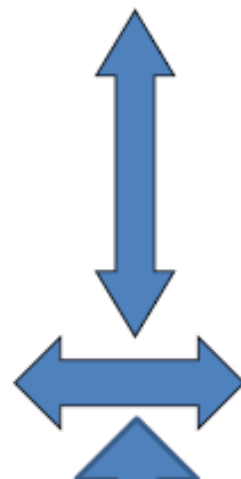
インタラクティブ・コミュニケーション時代のコーポレートガバナンス・ポイント

【企業情報仲介機能の強化】

- 1) 一次情報のモニタリング責任 2) 職業倫理の確立

【社内における自己規律の確保】

- 1) 企業理念に支えられたトップのリーダーシップと勤労者のモラル向上
⇒ 企業倫理の醸成と社内教育
- 2) 経営の執行と監督の分離
⇒ 経営の執行と監督の責任体系
⇒ 経営執行者の育成と選任
⇒ 取締役の独立性確保
⇒ 内部監査態勢の整備
- 3) 経営執行と監査のモニタリング
⇒ 内部コミュニケーションの速度と透明性
⇒ 内部統制の確立
 - ◎ 財務報告の内部統制
 - ◎ ERMデータの共有と内部統制



インタラクティブ
データ
コミュニケーション

【報告・開示による社外からの規律づけ】

- 1) 株主権の行使
⇒ 株主総会への参加
⇒ 株主提案権の活用
- 2) 証券市場を介しての投資家の行動
⇒ 適時開示の補完機能と予測データの提供
⇒ ガバナンスの状況開示
⇒ 機関投資家・ヘッジファンドの投資活動の開示
- 3) 投資家以外のステークホルダーの行動
⇒ 理解可能な企業データの提供
⇒ 新たな情報仲介者(NGO)の支援態勢
⇒ レピュテーション・リスクへの感度

コーポレートガバナンス(企業が担うミッションを合理的に遂行するようにする経営の規律付け)の要請

(公開)株式会社経営のリスク = 株式会社に与えられる超越的経済力を濫用する可能性

企業活動 = 限られた経済資源を有効活用する生産活動による持続可能な社会の形成

「統合報告時代におけるコーポレートガバナンス(CG)の新局面」

- ◎ リーマンショック後にESGという形で問われ始めたCGは、それ以前のCGの議論と、どのように位置づけられるのか？
- ◎ CGはグローバルに問われるとしても、CGの求め方はグローバルに統一できるものなのか？
- ◎ IIRCが提唱するCGは、開示するコンテンツとしてCGを取り上げるばかりでなく、開示自体がCGの役割を果たすことになるのか？